広島県情報公開·個人情報保護審査会答申 (諮問(情)第383号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった 行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当であ る。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成20年6月15日付けで、広島県情報公開条例(平成13年 広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に 対し、次のとおり行政文書の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

平成20年6月5日付け事務連絡「平成20年4月28日にあった御指摘について(回答)」には、「平成20年4月28日に閲覧された行政文書(平成20年4月14日付け部分開示決定(国土交通省関連文書))に特定の対象文書が含まれていないとの御指摘がありましたが、御指摘になった当該開示請求の対象となる行政文書は存在しません。」という根拠の説明がまったくない不当な文字が記載されている。

このことから、広島県知事(土木整備部砂防課)が、当該事務連絡を作成するために確認した事実関係並びにその根拠を確認したことが記載されている文書を開示請求の対象とする。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成20年6月27日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は,平成20年7月21日付けで,本件処分を不服として,行政不

服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し,行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね 次のとおりである。

- (1) 本件処分は、開示請求の対象とした「平成20年4月28日に閲覧された行政文書(平成20年4月14日付け部分開示決定(国土交通省関連文書))の中に特定の対象文書が含まれていないとの御指摘がありましたが、御指摘になった当該開示請求の対象となる行政文書は存在しません。」という根拠の説明がない不当な書面を作成するために確認した事実関係及びその根拠を確認したことが記載されている文書すらも存在しないとの内容である。
- (2) 実施機関は、裁量権の濫用の実態を隠匿するため、本件処分を強行した ものと考えられることから、本来は当然に存在すると思料される開示請求 の対象とした文書を速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、平成20年9月2日付けで提出した理由説明書で説明する本件 処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 平成20年6月5日付け事務連絡「平成20年4月28日にあった御指摘について(回答)」(以下「本件回答文書」という。)は、異議申立人から、平成20年4月28日に閲覧した文書の中に、平成19年11月22日に開催された全国土砂法検討会議(以下単に「全国土砂法検討会議」という。)の開催通知が含まれていないことについて指摘があったことに対し、該当する文書が存在しないことを書面で回答したものである。

- 2 本件回答文書の作成に当たり、全国土砂法検討会議の開催通知がどのような形で行われたかということについて、担当部署の土木局土木整備部砂防課内で昨年度在籍していた職員から聴取するとともに、この会議を主催した国土交通省河川局砂防部砂防計画課の担当官への電話による聞取りにより事実確認を行っている。
- 3 その結果、全国土砂法検討会議の開催については、同省の砂防計画課から 開催日時、開催場所等を通知するメールが中国地方整備局河川計画課に送信 され、そのメールが同整備局河川計画課から広島県土木部土木整備局砂防室 (現砂防課)の組織アドレス宛てに転送されることによって通知されたもの であることが確認された。
- 4 また,この砂防室組織アドレス宛てに届いたメールについては,「ネットワークの適正運用について(平成12年9月1日付けネットワーク総括管理者通知)」の3の(2)の④に従い,会議終了(平成19年11月22日)後に不要メールとして削除済みであった。
- 5 本件回答文書は、案文作成者がこれらの確認事項を口頭で説明して決裁を 得た上で施行されている。
- 6 以上のとおり、事実確認は口頭又は電話での聞取りによって行われており、また、決裁についても起案者が確認した事実を口頭で説明して得ていることから、異議申立人が開示を求める本件回答文書を作成するために確認した事実関係及びその根拠を確認したことが記載されている文書(以下「本件請求文書」という。)に該当するものは作成されていない。
- 7 したがって、本件請求文書については、条例第7条第2項の規定により、行政文書不開示(不存在)と決定したものである。

第5 異議申立人の理由説明書に対する主張要旨

異議申立人が、平成22年5月10日付けで提出した意見書で主張している内容はおおむね次のとおりである。

1 実施機関は、平成20年9月2日付け砂防第35号の理由説明書の「処分の理 由」の中で、本件回答文書は、案文作成者がこれらの確認事項を口頭で説明 して決裁を得た上で施行されていると記載することで、裁量権を濫用してい る実態を隠匿している。

- 2 本件回答文書には、その根拠となる説明がないことから、担当部署における事実確認の詳細及び決裁の過程を組織的に隠匿したものである。「砂防室組織アドレス宛に届いたメールについては、…削除済みであった」という説明は、机上の論理でしかない。会議の開催通知は、例えば、会議開催の復命書や旅行命令簿の根拠となる証拠書類として保存されていると考えられることから、開示決定等に関する十分な確認ができておらず、かつ、担当部署の決裁もまったく形骸化しているものと危惧される。実施機関職員の言動は、真実を隠匿又は仮装することが常態化していることから、本件処分等についても、開示すべき文書が隠匿された可能性が高いことから、本来は当然に存在すると思料される本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。
- 3 本件回答文書は、平成20年4月28日にあった指摘に対するものであるが、「河川管理室の文書発送簿」についても、担当部署の説明の根拠となる事実関係を十分に確認した上で、土木局の砂防課が河川管理室分も含めて作成したものと考えられることから、当該事実関係及びその根拠を確認したことが記載されている文書についても適正に開示するよう要求する。

第6 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書を作成又は取得していないと して、本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は、「実施機関が裁量権の濫用の実態を隠匿するため、本件処分を強行したものと考えられることから、本来は当然に存在すると思料される」として本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

本件請求文書は、実施機関が本件回答文書を「作成するために確認した事実関係及びその根拠を確認したことが記載されている文書」である。

実施機関は,本件回答文書を作成するに当たり,事実確認は口頭又は電話

での聞取りによって行われており、また、決裁についても起案者が確認した 事実を口頭で説明して得ていると説明している。

そこで、本件回答文書を発出した経緯を実施機関に確認したところ、本件回答文書は、異議申立人が行った別件の行政文書の開示の請求に対する部分開示決定(以下「別件部分開示決定」という。)について、平成20年4月28日に別件部分開示決定の対象となった行政文書に全国土砂法検討会議の開催通知が含まれていないとの指摘が異議申立人からあったことから、これに対する回答として同年6月5日付けで発出されたものとのことであった。

そうすると、本件回答文書は、別件部分開示決定の対象となった行政文書に全国土砂法検討会議の開催通知が含まれていないとの異議申立人からの 指摘に対し、実施機関が当該開催通知は存在しないということを改めて書面 で回答したものと認められる。

このような本件回答文書の発出の経緯や事務連絡という軽易な文書形式で回答が行われたという実態を併せ考えると、本件回答文書を作成するに当たり、事実確認は口頭又は電話での聞取りによって行われ、決裁についても起案者が確認した事実を口頭で説明して得ているとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまでいうことはできない。

したがって,実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないとして行った本件処分は妥当である。

なお、本件異議申立ての審議の過程において、実施機関に対し、本件回答 文書に関する決裁文書の提出を求めたところ、当該決裁文書は、文書保存年 限(5年)満了により廃棄されており、現在は保存されていない旨の回答が あった。

この点に関し、本件異議申立てが提起された当時の広島県文書等管理規則 (平成13年広島県規則第31号)別表の備考の3では、「現に監査、検査、請求、 争訟等の対象となっているものについては、この表に定める保存年限を超え て、その必要とされる期間保存するものとする」と規定されている。

そうすると、本件回答文書に関する決裁文書に、事実確認に関する記載がなかったとしても、それは本件処分の裏付けとなるものであり、本件回答文書に関係する異議申立てが行われたのであれば、実施機関は、当該規定に基

づき,当該決裁文書についても保存すべきであったと考えられ,実施機関に おいては,今後,このようなことがないよう留意されたい。

また、本件回答文書は、開示請求に係る行政文書の有無について回答する ためのものであるから、その決裁文書には、探索を行った範囲や聞取りを行った対象者などを記録に残しておくことが望ましいと考えられる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年8月4日	・諮問を受けた。
平成20年8月13日	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成20年9月2日	・実施機関から理由説明書を収受した。
平成20年9月8日	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
平成22年 5 月12日	・異議申立人から意見書を収受した。
令和4年6月23日 (令和4年度第3回第2部会)	・諮問の審議を行った。
令和4年7月21日 (令和4年度第4回第2部会)	・諮問の審議を行った。
令和4年8月25日 (令和4年度第5回第2部会)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員 (五十音順)

【第2部会】

石 井 誠一郎 (部会長)	弁護士
西條潤	近畿大学准教授
山 﨑 俊 恵	広島修道大学教授